

大分県報

平成三十年
第三〇一七号
九月十一日

（火曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 地籍調査の成果の認証……………一
- 道路の供用開始……………二
- 公 告……………二
- 家畜人工授精講習会の開催……………二

○告示

大分県告示第五百四十六号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。
平成三十年九月十一日

大分県知事 広 瀬 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	医療法人社団知心会 一ノ宮脳神経外科病 院	日田市竹田新町六九〇番地の十四	平三〇・九・一から 平三三・八・三一まで

大分県告示第五百四十七号

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年九月十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 変更申請のあった年月日  
平成三十年八月二十七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 別府絆観光宣伝帯

三 代表者の氏名  
佐 野 貴 大

四 主たる事務所の所在地  
別府市北浜一丁目十番四号

五 定款に記載された目的  
この法人は、別府市の料飲街・北浜の女性を中心となり各種祭りや清掃等の事業を行

六 定款変更の内容  
事務所の所在地の変更

目的の変更  
活動の種類の変更

事業の変更  
会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第五百四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。  
平成三十年九月十一日

大分県知事 広 瀬 貞

平成三十年九月十一日

大分県報（告示）

一

|            |                       |              |            |          |
|------------|-----------------------|--------------|------------|----------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間              | 成果の名称        | 調査を行った地域   | 認証年月日    |
| 竹田市        | 平二五・一二・二〇から平二八・二・二五まで | 竹田市大字次倉及び地籍簿 | 竹田市大字次倉の一部 | 平三〇・八・二八 |
| 竹田市        | 平二五・一二・二〇から平二八・二・二五まで | 竹田市荻町鳴田及び地籍簿 | 竹田市荻町鳴田の一部 | 平三〇・八・二八 |

大分県告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十年九月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月十一日

|            |                                           |          |
|------------|-------------------------------------------|----------|
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間                                    | 供用開始年月日  |
| 県道吉野原犬飼線   | 白杵市野津町大字烏嶽字茅場三三三七番二から白杵市野津町大字烏嶽字台三三九二番二まで | 平三〇・九・一一 |

○公 告

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

平成三十年九月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開催期日 平成三十年十一月五日から同年十二月四日まで
- 二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部
- 三 家畜の種類 牛